

令和4年度  
久留米市ふるさと納税  
返礼品提供事業者説明会

令和4年2月15日  
総務部総務課

# 1 ふるさと・くるめ応援寄付の状況

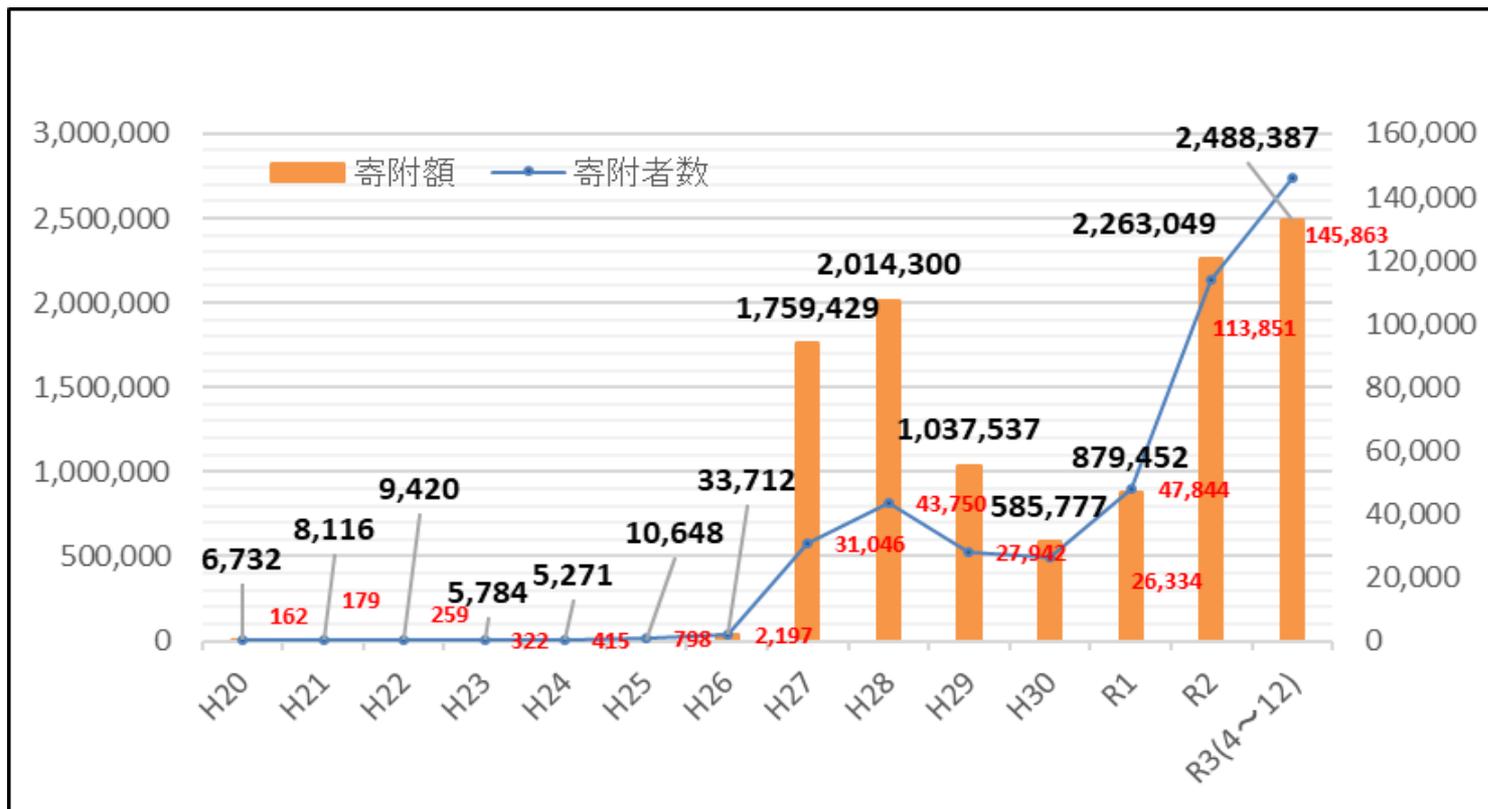
## 1. 寄附実績について

年度	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
金額（千円）	6,732	8,116	9,420	5,784	5,271	10,648	33,712
件数（件）	162	179	259	322	415	798	2,197

年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3(4~12)
金額（千円）	1,759,429	2,014,300	1,037,537	585,777	879,452	2,263,049	2,488,387
件数（件）	31,046	43,750	27,942	26,334	47,844	113,851	145,863

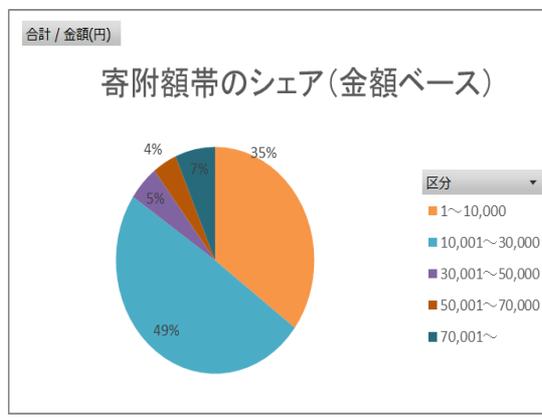
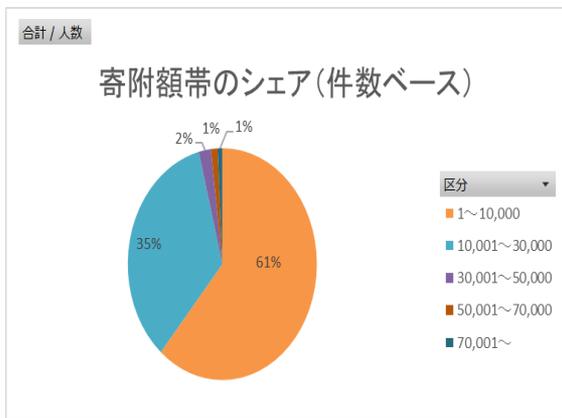
※最近の動き

- ・寄附額に対する返礼割合の見直し（寄附額の3割に統一） H29.10月～
- ・一部の人気返礼品（自転車等）の取扱い中止 H29.10月～
- ・ふるさと納税指定制度開始 R1.6月～



2. 各ポータルサイト別及び寄附額別受入状況（2021年4月～12月実績）

区分	件数	割合	金額(円)	割合
楽天	49,867	34.2%	886,540,000	35.6%
ふるさとチョイス	38,734	26.6%	653,189,080	26.2%
さとふる	38,143	26.1%	504,420,500	20.3%
ふるなび	15,731	10.8%	351,275,000	14.1%
ANAポータル	2,681	1.8%	43,347,000	1.7%
特設サイト・その他	707	0.5%	49,615,000	2.0%
合計	145,863	100%	2,488,386,580	100%



3. カテゴリ別（2021年4月～12月実績）

カテゴリ	割合(金額)	割合(件数)
雑貨	34.8%	18.1%
農産物	27.0%	40.1%
ゴルフ&テニス	11.0%	11.5%
肉	9.2%	12.1%
加工食品	8.3%	10.8%
ベビー用品	3.2%	1.0%
スイーツ	1.9%	2.8%
靴	1.6%	0.9%
ラーメン&うどん	0.9%	1.2%
鍋セット	0.9%	1.0%
酒・飲料	0.4%	0.4%
タイヤ	0.3%	0.0%
久留米餅	0.2%	0.2%
体験プラン	0.1%	0.0%
籃胎漆器	0.1%	0.0%
花木	0.1%	0.1%

【令和3年4月～12月人気返礼品（寄附額ベース）】

必要寄附額	返礼品	件数
30,000	マイクロバブルシャワー「ピュアブルⅡ」	26,389
10,000	数量限定 福岡県産 あまおう 300g×4パック	30,492
10,000	ドライエイジングビーフ	14,589
14,000	「くるっば」のゴルフボール「TOUR B XS」	8,133
14,000	「くるっば」のゴルフボール「TOUR B X」	7,277
10,000	エコファーマー あまおう	9,224
10,000	訳有り！！明太子2.5Kg（切子）	7,151
10,000	無洗米 ヒノヒカリ 10kg（5kg×2袋）	5,773
10,000	特別栽培 あまおう	5,122
10,000	あまおういちご 約280g×5パック（計約1,400g）	4,435

【募集経費5割を守るために・・・】

## 〈令和4年度〜〉

### ・ 寄附額

(従来) 2,000円刻み

→ **1,000円刻み**

### ・ 寄附額の設定

(従来) 返礼品代 + 返礼品の送料が、寄附額の40%以下となるよう設定

→ 返礼品代が寄附額の30%以下となるよう設定

### ・ 返礼品の送料

(従来) 任意の配送手段を選択していただき、

事業者様にて設定された全国一律の配送料金を市が負担

→ 原則ヤマト運輸Web出荷サービスによる配送  
配送実費額を市が負担

## 2 令和4年度返礼品の募集について

## 【募集の概要】

◎年4回→**随時募集**に変更（但し、11月～1月を除く）

※製造中止等による受付停止等にも随時対応いたします。

◎**新規返礼品募集開始期間**

**令和4年3月から受付開始**

※必要書類は後ほど説明いたします。

◎**新規返礼品の提案は年度内5点まで**

※既存返礼品の規格変更は点数に含まない

# 【事業者様の条件】

返礼品提供業者は、原則として次の要件を全て満たすもの。

- (1) 市内に本社又は事業所を有する法人その他の団体及び事業を営む個人
- (2) 法令を遵守し、生産、製造、販売、サービス等を行っているもの
- (3) 市税の滞納がないもの
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないもの又は法人であってその役員が暴力団員でないもの
- (5) 品質及び数量の面において安定供給が可能で、原則として「久留米市ふるさと納税出荷管理システム」による出荷依頼を受け、出荷管理及び全国発送を行うことができるもの
- (6) 個人情報の適正な取扱いができるもの
- (7) 生産物賠償責任保険等に加入し、事故等が発生した場合に被害者の救済が確実にできるもの（ただし、生鮮品については、この限りでない。）

# 【返礼品の条件】

## <前提>

ふるさと納税の返礼品としてふさわしく、市の魅力発信及び産業振興につながる特産品等（農産物、地酒、焼鳥やラーメン等の食料品、久留米餅や籃胎漆器等の伝統工芸品等）であること

## <要件>

- (1) 平成31年総務省告示第179号（以下「総務省告示」という）第5条各号に該当するものであること。
- (2) 業として生産している又はされたものであって、個人の趣味、特技により私的に作成した物品ではないこと。
- (3) 品質及び数量の面において、安定供給が見込めること。
- (4) 本市が求める場合に、返礼品のサンプルを提供できること。（原則として無償）
- (5) 本市が委託する業者指定の宅配業者による配送が可能な商品等であること。

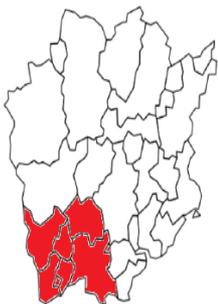
※以下のいずれかに該当すること

- 一 当該地方団体の区域内において生産されたものであること。
- 二 当該地方団体の区域内において返礼品等の原材料の主要な部分が生産されたものであること。
- 三 当該地方団体の区域内において返礼品等の製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているものであること。
- 四 返礼品等を提供する市区町村の区域内において生産されたものであって、近隣の他の市区町村の区域内において生産されたものと混在したもの（流通構造上、混在することが避けられない場合に限る。）であること。
- 五 地方団体の広報の目的で生産された当該地方団体のキャラクターグッズ、オリジナルグッズその他これらに類するものであって、形状、名称その他の特徴から当該地方団体の独自の返礼品等であることが明白なものであること。
- 六 前各号に該当する返礼品等と当該返礼品等との間に関連性のあるものとを合わせて提供するものであって、当該返礼品等が主要な部分を占めるものであること。
- 七 当該地方団体の区域内において提供される役務その他これに準ずるものであって、当該役務の主要な部分が当該地方団体に相当程度関連性のあるものであること。
- 八 次のいずれかに該当する返礼品等であること。
  - イ 市区町村が近隣の他の市区町村と共同でこれらの市区町村の区域内において前各号のいずれかに該当するものを共通の返礼品等とするもの
  - ロ 都道府県が当該都道府県の区域内の複数の市区町村と連携し、当該連携する市区町村の区域内において前各号のいずれかに該当するものを当該都道府県及び当該市区町村の共通の返礼品等とするもの
  - ハ 都道府県が当該都道府県の区域内の複数の市区町村において地域資源として相当程度認識されているもの及び当該市区町村を認定し、当該地域資源を当該市区町村がそれぞれ返礼品等とするもの
- 九 震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により甚大な被害を受けたことにより、その被害を受ける前に提供していた前各号のいずれかに該当する返礼品等を提供することができなくなった場合において、当該返礼品等を代替するものとして提供するものであること。

近隣市町村や都道府県との連携による地域の特産品の取扱い



<発展型①>  
[前ページ「八」の「イ」]  
近隣の複数市町村が  
共通の返礼品等を取扱い



<発展型②>  
[前ページ「八」の「ロ」]  
県が音頭を取って県内市町村  
と連携し、共通の返礼品等を取扱い



<発展型③>  
[前ページ「八」の「ハ」]  
県が地域資源として相当程度認識  
されていると認定したものを、  
市町村がそれぞれ返礼品等として取扱い



平成31年総務省告示第179号第5条第8号  
ハに基づき福岡県が認定する地域資源

認定する地域資源	該当市町村	適用開始日
辛子明太子	全市町村	令和元年6月1日
博多和牛	全市町村	令和元年6月1日
もつ鍋	全市町村	令和元年6月1日
はかた一番どり	全市町村	令和元年6月1日
はかた地どり	全市町村	令和元年6月1日
水炊き	全市町村	令和元年6月1日
豚骨ラーメン	全市町村	令和元年6月1日
ラー麦	全市町村	令和元年6月1日
夢つくし(米)	全市町村	令和元年6月1日
元気つくし(米)	全市町村	令和元年6月1日
あまおう	全市町村	令和元年6月1日
とよみつひめ(いちじく)	全市町村	令和元年6月1日
秋王(柿)	全市町村	令和元年6月1日
早味かん(みかん)	全市町村	令和元年6月1日
甘うい(キウイ)	全市町村	令和元年6月1日
八女茶	全市町村	令和元年6月1日
福岡有明のり	全市町村	令和元年6月1日

# 【地場産品と認められる具体例】

- 1 市内で生産された農産物（第1号）
- 2 市内で生産された原材料を使い、市外で製造された加工品（第2号）  
（例：市内で生産された牛乳や果物を100%使用し、市外で製造されたジェラート）
- 3 市外で生産された原材料を使用し、市内で加工・品質保守を一元管理し、市内事業者の自社製品として販売しているもの（第3号）  
（※「相応の付加価値」とは・・・：関税法施行規則（昭和41年大蔵省令第55号）参考  
実質的な変更を加える加工又は製造に該当しない例
  - ・ 輸送又は保存のための乾燥、冷凍、塩水漬けその他これらに類する操作
  - ・ 単なる切断・選別・瓶、箱その他これらに類する包装容器に詰めること
  - ・ 改装・仕分け
  - ・ 製品又は包装にマークを付け又はラベルその他の表示を張り付け若しくは添付すること
  - ・ 単なる混合・単なる部分品の組立て及びセットにすること
- 4 市内で肥育後、近隣の複数団体を管轄すると畜場でと畜するため、流通構造上、区域外で加工される牛肉（第4号）
- 5 市内で製造されたそばと市外で製造されたそばつゆのセット（第6号）

# 【提出書類】

## 1 初めて応募される場合

- ① ふるさとくるめ応援寄附事業者  
エントリーシート
  - ② 事業者登録シート
  - ③ 返礼品提案書
  - ④ 市税の滞納のない証明書
  - ⑤ 返礼品の画像
  - ⑥ 返礼品の各種届出書類の写し等  
(各種販売業の営業許可や食品表示ラベルの写し等)
- ①④⑥→市 ②③⑤→シフトプラス

## 2 既に登録されている場合

- ① ふるさと・くるめ応援寄附返礼品  
提供事業者継続届出書
  - ② 事業者登録シート
  - ③ 返礼品継続確認シート
  - ④ 返礼品提案書 (規格変更、追加等がある場合)
  - ⑤ 返礼品の画像
  - ⑥ 市外事業者の場合は国税に滞納のない証明書
- ①⑥→市 ②③④⑤→シフトプラス

シフトプラス

[support@furusato-kurume.jp](mailto:support@furusato-kurume.jp)

## 【その他留意事項】

- 返礼品の送付時には、自社の案内チラシ等を同封できます。  
この機会に是非、全国の寄附者に自社製品の魅力をPRしてください。
- 個人情報の取り扱いにご留意ください。  
特に、寄附者へDMの送付を行う等の営業行為は慎んでください。
- 商品の品質等に関するクレーム対応や補償に関し、市は一切責任を負いません。  
寄附者からのクレーム等があった場合は、事業者において真摯に対応し、解決に努めてください。また、クレーム等の内容は市に報告してください。
- 申し込み内容に虚偽があった場合や市に損害を及ぼす行為があった場合、  
登録を取り消します。

# 【返礼品の画像について】

返礼品の画像をお持ちでない事業者様へ

シフトプラス or 久留米市による  
写真撮影も承っております。

※撮影用のサンプルは事業者様負担となります。

まずは、シフトプラスへご相談ください。













## 【さいごに】

ふるさと納税は、生活スタイルの変化による巣ごもり消費拡大により、これまで以上に注目を集めています。

今後とも様々な形でご協力をお願いすることがあるかと存じますが、何卒よろしくお願いいたします。

### 【問い合わせ先】

〒830-8520

久留米市城南町15番地3

久留米市役所 総務部総務課

TEL：0942-30-9744

FAX：0942-30-9706

E-mail：furusato@city.kurume.fukuoka.jp